

# 住宅改修・福祉用具購入の手続きについて

## 1 申請書の記入上の注意

### 申請書類の訂正方法

- (1)修正液等の使用、2度書き、塗りつぶし等はしないでください。
- (2)「消せるボールペン」は使用しないでください。
- (3)金額は訂正できないため、書き損じた場合は、書き直しをお願いします。

## 2 書き間違えた場合の訂正方法(訂正署名)

- 署名した場合の記入誤り等の際には、以下の手順で訂正をお願いします。
- (1)間違えた箇所に2重線を引く。
- (2)その上に正しい文言を書く。
- (3)その隣にフルネームで小さく署名する。
- ※署名：自己の氏名を手書き(自署)すること。

### 3 訂正印を使用したい場合の訂正方法(訂正印)

- 訂正印を使用したい場合は、申請者欄にも押印が必要になります。
- 訂正印を使用した場合は、全ての自署する書類に押印が必要になります。
- (1)間違えた箇所に2重線を引き、その上に訂正印を押印する。
- (2)その上に正しい文言を書く。
- (3)申請者欄に同じ印鑑で押印する。

# 住宅改修・福祉用具購入の手続きについて

- 住宅改修・福祉用具購入の手続きの訂正方法や問い合わせの多い内容について、市ホームページ「住宅改修がしたい」「福祉用具の購入方法を紹介します」にて、記入例やQ&Aを掲載しています。
- トップページ上のID番号検索にて  
住宅改修「1997」または「2185」、  
福祉用具購入「2006」または「2186」と入力し、  
検索してください。

